

都市計画区域外*に建築等を予定している皆様へ

令和7年4月1日から 都市計画区域外における 木造建築物の 建築手続が変わります！

 埼玉県
からの
お知らせ

階数2以上または延べ面積200㎡超の木造建築物は
建築基準法による建築確認及び完了検査等の手続*が必要となります

* 新築、増築、改築、移転、大規模な修繕・模様替えをする場合

	改正前(木造)				改正後(木造)		
階数							
3以上	○	○	○		○	○	○
2	×	×(※)	○		○	○	○
1	×	×(※)	○		×	○	○
	200㎡	500㎡	延べ面積		200㎡	500㎡	延べ面積

(※)店舗や共同住宅等の特殊建築物を除く

改正後の表で、2階・200㎡超のセルが赤枠で囲まれ、「建築確認の対象に」と注釈されています。

たとえば…

物件例 (新築、大規模な修繕・模様替えの場合)	建築確認申請・完了検査等の手続	
	令和7年3月31日までに 着工する物件	令和7年4月1日以降に 着工する物件
木造平屋80㎡の戸建て住宅	不要	不要
木造平屋200㎡の長屋	不要	不要
木造平屋250㎡の事務所	不要	要
木造2階建て80㎡の戸建て住宅	不要	要

なお、木造以外の建築物は、これまで通り階数2以上または延べ面積200㎡超から必要です

詳しくは

 埼玉県 都市整備部 建築安全課
東秩父村 建設課

☎ 048-830-5519

☎ 0493-82-1222

